

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 警務課に、新警察署開庁準備室を置く。</u></p> <p><u>(1) 新警察署開庁準備室は、新警察署の開庁及びこれに伴う警察署の再編に関して本部長又は警務部長が特に命ずる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(2) 新警察署開庁準備室に、室長を置く。</u></p> <p><u>(3) 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>(4) 室長は、命を受け、新警察署開庁準備室の事務を掌理する。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の5課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>少年課</u></p> <p>略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(警務課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の5課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>人身安全・少年課</u></p> <p>略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>めいてい者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。</u></p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(15) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）、</u></p> <p>(16)・(17) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) <u>許可事務管理室は、前項第6号、第8号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>生活安全企画課に、人身安全対策室を置く。</u></p> <p>(1) <u>人身安全対策室は、第1項第2号及び第3号に掲げる事務（安全・安心まちづくり推進室の所掌に属するものを除く。）並びに同項第5号、第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>人身安全対策室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、人身安全対策室の事務を掌理する。</u></p> <p>(少年課)</p>	<p>(5) ^{めいてい} <u>酩酊者</u>、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。）、</u></p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) <u>許可事務管理室は、前項第6号及び第8号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(人身安全・少年課)</p>

改正前	改正後
<p>第11条 <u>少年課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。</p> <p>(11) 略</p> <p>2 <u>少年課</u>に、少年サポートセンターを置く。</p> <p>(1) 少年サポートセンターは、<u>前項第2号、第3号、第5号及び第6号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) 少年サポートセンターに、<u>所長</u>を置く。</p>	<p>第11条 <u>人身安全・少年課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童、高齢者及び障害者の虐待に関すること。</u></p> <p>(5) <u>子ども及び女性を対象とする性犯罪等の防止に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること（<u>第4号及び第5号</u>に掲げる事務を除く。）。</p> <p>(16) 略</p> <p>2 <u>人身安全・少年課</u>に、<u>人身安全対策室</u>を置く。</p> <p>(1) <u>人身安全対策室は、前項第1号から第4号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>人身安全対策室に、室長</u>を置く。</p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官</u>をもって充てる。</p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、人身安全対策室の事務を掌理する。</u></p> <p>3 <u>人身安全・少年課</u>に、少年サポートセンターを置く。</p> <p>(1) 少年サポートセンターは、<u>第1項第7号、第8号、第10号及び第11号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) 少年サポートセンターに、<u>センター長</u>を置く。</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>所長</u>には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</p> <p>(4) <u>所長</u>は、命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理する。</p> <p>3 <u>少年課</u>に、少年事件指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年事件指導官は、命を受け、<u>第1項第4号及び第7号</u>に掲げる事務のうち、指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 交通指導課に、交通反則通告センターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交通反則通告センターに、<u>所長</u>を置く。</p> <p>(3) <u>所長</u>には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</p> <p>(4) <u>所長</u>は、命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理する。</p> <p>4 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第22条 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 運転免許に係る行政処分を受けた者及び運転免許の更新を受けようとする者に対する講習並びに違反者講習に関すること。</p>	<p>(3) <u>センター長</u>には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</p> <p>(4) <u>センター長</u>は、命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理する。</p> <p>4 <u>人身安全・少年課</u>に、少年事件指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年事件指導官は、命を受け、<u>第1項第9号及び第12号</u>に掲げる事務のうち、指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 交通指導課に、交通反則通告センターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交通反則通告センターに、<u>センター長</u>を置く。</p> <p>(3) <u>センター長</u>には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</p> <p>(4) <u>センター長</u>は、命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理する。</p> <p>4 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第22条 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 運転免許に係る行政処分を受けた者及び運転免許の更新を受けようとする者に対する講習並びに違反者講習<u>及び臨時高齢者講習</u>に関すること。</p>

改正前	改正後												
<p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 運転免許課に、<u>運転者教育室</u>を置く。</p> <p>(1) <u>運転者教育室は、第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち、運転者教育に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>運転者教育室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、運転者教育室の事務を掌理する。</u></p> <p>4 略 (首席参事官等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 首席参事官は、命を受け、特に重要な事項及び専門的事項に係る事務をつかさどる。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第38条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属警察署</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐賀県佐賀警察署</td> <td>警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通第一課 交通第二課 警備課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐賀県諸富警</td> <td>警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域課</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	佐賀県佐賀警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通第一課 交通第二課 警備課	佐賀県諸富警	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域課	<p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 運転免許課に、<u>運転免許指導官</u>を置く。</p> <p>(1) <u>運転免許指導官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>運転免許指導官は、命を受け、第1項第1号に掲げる事務(運転免許試験場の所掌に属するものを除く。)並びに同項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>4 略 (首席参事官等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 首席参事官は、命を受け、<u>部の所掌事務の総合調整に関する事務並びに特に重要な事項及び専門的事項に係る事務をつかさどる。</u></p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第38条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属警察署</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐賀県佐賀南警察署</td> <td>警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐賀県佐賀北</td> <td>警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	佐賀県佐賀南警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課	佐賀県佐賀北	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地
所属警察署	名称												
佐賀県佐賀警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通第一課 交通第二課 警備課												
佐賀県諸富警	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域課												
所属警察署	名称												
佐賀県佐賀南警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課												
佐賀県佐賀北	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地												

改正前				改正後			
察署	交通課 警備課			警察署	域課	刑事第一課 刑事第二課	交通課 警備課
略				略			
別表第2（第39条関係）				別表第2（第39条関係）			
1 交番				1 交番			
所属警察署	名称	位置	所管区	所属警察署	名称	位置	所管区
佐賀県佐賀警察署	佐賀駅前交番	佐賀市駅前中央一丁目	佐賀市のうち、駅前中央一丁目から駅前中央三丁目まで、神野東一丁目から神野東四丁目まで、神野西一丁目から神野西四丁目まで、大財北町、栄町、駅南本町、唐人一丁目、唐人二丁目、成章町、天神一丁目から天神三丁目まで、多布施一丁目から多布施四丁目まで、緑小路、愛敬町、大財一丁目から大財六丁目まで、白山一丁目、八幡小路、中の小路、川原町	佐賀県佐賀南警察署	佐嘉神社角交番	佐賀市松原二丁目	佐賀市のうち、愛敬町、朝日町、今宿町、駅前中央一丁目（1番の一部）、駅南本町、大財一丁目から大財六丁目まで、大財北町（1番及び3番から7番まで）、川原町、巨勢町、呉服元町、紺屋町、材木一丁目、材木二丁目、栄町（3番の一部）、白山一丁目、白山二丁目、成章町、高木町、田代一丁目、田代二丁目、多布施一丁目、多布施二丁目、中央本町、天神一丁目、天神二丁目（1番、3番及び4番の各一部）、唐人一丁目、唐人二丁目、中の小路、八幡小路、東佐賀町、松原一丁目から松原四丁目まで、柳町
	佐嘉神社角	〃 松原二丁目	佐賀市のうち、松原一丁目から松原四丁目まで、中央本町、呉服元町、柳町、高木町、水ヶ江一丁目から水ヶ江六丁目まで、中の館町、白山二丁目、材木一丁目、材木二丁目、城内一丁目、				

改正前			改正後			
			城内二丁目、鬼丸町、与賀町、赤松町、堀川町			
	兵庫 "	" 兵庫 南三丁目	佐賀市のうち、朝日町、紺屋町、田代一丁目、田代二丁目、今宿町、巨勢町、東佐賀町、兵庫北一丁目から兵庫北七丁目まで、兵庫南一丁目から兵庫南四丁目まで、兵庫町			
	本庄 "	" 本庄 町大字袋	佐賀市のうち、本庄町	本庄 "	" 本庄 町大字袋	佐賀市のうち、赤松町、鬼丸町、城内一丁目、城内二丁目、中の館町、堀川町、本庄町、水ヶ江一丁目から水ヶ江六丁目まで、与賀町
	下田 "	" 下田 町	佐賀市のうち、長瀬町、道祖元町、天祐団地、天祐一丁目、天祐二丁目、中折町、新生町、昭栄町、八戸一丁目、八戸二丁目、下田町、未広一丁目、未広二丁目、光一丁目、光二丁目、西与賀町（大字厘外のうち、高柳、平松）、鍋島町（大字八戸）、新栄東一丁目から新栄東四丁目まで、新栄西一丁目、新栄西二丁目、六座町、伊勢町、西魚町、西田代一	下田 "	" 下田 町	佐賀市のうち、伊勢町、道祖元町、下田町、昭栄町、新栄西一丁目、新栄西二丁目、新栄東一丁目から新栄東四丁目まで、新生町、未広一丁目、未広二丁目、多布施三丁目、天祐一丁目、天祐二丁目、天祐団地、中折町、長瀬町、鍋島町（大字八戸）、西魚町、西田代一丁目、西田代二丁目、西田代町、西与賀町（大字厘外（高柳、平松））、光一丁目、

改正前				改正後			
			丁目、西田代二丁目				光二丁目、緑小路、八戸一丁目、八戸二丁目、六座町
	日の出 "	" 日の出 一丁目	佐賀市のうち、八丁畷町、新中町、若宮一丁目から若宮三丁目まで、日の出一丁目、日の出二丁目、高木瀬団地、若楠一丁目から若楠三丁目まで、高木瀬東一丁目から高木瀬東六丁目まで、高木瀬西一丁目から高木瀬西六丁目まで、高木瀬町	犬井道 "	" 川副町 大字鹿江		佐賀市のうち、川副町（大字犬井道、大字鹿江、大字小々森、大字南里、大字西古賀）
	開成 "	" 開成 四丁目	佐賀市のうち、神園一丁目から神園六丁目まで、八戸溝一丁目から八戸溝三丁目まで、開成一丁目から開成六丁目まで	諸富 "	" 諸富 町大字諸富 津		佐賀市のうち、諸富町
	鍋島 "	" 鍋島 町大字森田	佐賀市のうち、鍋島一丁目から鍋島六丁目まで、卸本町、鍋島町（大字八戸を除く。）				
	大和 "	" 大和 町大字尼寺	佐賀市のうち、大和町（大字尼寺、大字久池井、大字梅野（都渡城）、大字川上、大字東山田、大字八反原、大字久留間、大字池上）				
" 諸富	犬井道	佐賀市川副	佐賀市のうち、川副町（大	" 佐賀	佐賀 駅	佐賀市駅前	佐賀市のうち、駅前中央一

改正前				改正後			
警察署	交番	町大字鹿江	字犬井道、大字鹿江、大字小々森、大字南里、大字西古賀)	北警察署	前交番	中央一丁目	丁目(1番の一部を除く。) 駅前中央二丁目、駅前中央三丁目、大財北町(2番) 神野西一丁目から神野西四丁目まで、神野東一丁目から神野東四丁目まで、栄町(3番の一部を除く。) 多布施四丁目、天神二丁目(1番、3番及び4番の各一部を除く。) 天神三丁目
					兵庫 "	" 兵庫南三丁目	佐賀市のうち、兵庫北一丁目から兵庫北七丁目まで、兵庫町、兵庫南一丁目から兵庫南四丁目まで
					日の出 "	" 日の出一丁目	佐賀市のうち、新中町、高木瀬団地、高木瀬西一丁目から高木瀬西六丁目まで、高木瀬東一丁目から高木瀬東六丁目まで、高木瀬町、八丁畷町、日の出一丁目、日の出二丁目、若楠一丁目から若楠三丁目まで、若宮一丁目から若宮三丁目まで
					開成 "	" 開成四丁目	佐賀市のうち、開成一丁目から開成六丁目まで、神園一丁目から神園六丁目まで、八戸溝一丁目から八戸

改正前				改正後			
							溝三丁目まで
				鍋島 "	" 鍋島 町大字森田		佐賀市のうち、卸本町、鍋島一丁目から鍋島六丁目まで、鍋島町（大字八戸を除く。）
				大和 "	" 大和 町大字尼寺		佐賀市のうち、大和町（大字尼寺、大字久池井、大字梅野（都渡城）大字川上、大字東山田、大字八反原、大字久留間、大字池上）
略				略			

2 警察官駐在所

所属警察署	名称	位置	所管区
佐賀県佐賀警察署	松梅警察官駐在所	佐賀市大和町大字梅野	佐賀市のうち、大和町（大字松瀬、大字梅野（都渡城を除く。）、大字名尾）
	川久保 "	" 久保泉町大字川久保	佐賀市のうち、久保泉町
	金立 "	" 金立町大字金立	佐賀市のうち、金立町
	蓮池 "	" 蓮池町大字蓮池	佐賀市のうち、蓮池町
	北川副 "	" 南佐賀二丁目	佐賀市のうち、木原一丁目から木原三丁目まで、南佐賀一丁目から南佐賀三丁目

2 警察官駐在所

所属警察署	名称	位置	所管区
佐賀県佐賀南警察署	蓮池警察官駐在所	佐賀市蓮池町大字蓮池	佐賀市のうち、蓮池町
	北川副 "	" 南佐賀二丁目	佐賀市のうち、北川副町、木原一丁目から木原三丁目まで、新郷本町、南佐賀一

改正前				改正後			
			まで、新郷本町、北川副町				丁目から南佐賀三丁目まで
	西与賀 "	" 西与賀町大字厘外	佐賀市のうち、西与賀町(大字厘外のうち、高柳、平松を除く。)、光三丁目		西与賀 "	" 西与賀町大字厘外	佐賀市のうち、西与賀町(大字厘外(高柳、平松を除く。))、光三丁目
	略				略		
	北山 "	" 富士町大字中原	佐賀市のうち、富士町(大字上無津呂、大字下無津呂、大字麻那古、大字中原、大字栗並、大字大串、大字大野)		早津江 "	" 川副町大字早津江	佐賀市のうち、川副町(大字早津江、大字早津江津、大字福富)
	富士南 "	" " 大字小副川	佐賀市のうち、富士町(大字内野、大字上熊川(柚木を除く。)、大字下熊川、大字小副川(須田を除く。)、大字松瀬、大字梅野)		大詫間 "	" " 大字大詫間	佐賀市のうち、川副町(大字大詫間)
	古湯 "	" " 大字古湯	佐賀市のうち、富士町(大字古湯、大字杉山、大字苜木、大字市川、大字小副川(須田)、大字鎌原、大字上熊川(柚木)、大字藤瀬、大字古場、大字上合瀬、大字下合瀬、大字関屋、大字畑瀬)				
	三瀬 "	" 三瀬村三瀬	佐賀市のうち、三瀬村藤原、三瀬村三瀬、三瀬村杠				
" 諸富	山領警	佐賀市諸富	佐賀市のうち、諸富町(大	" 佐賀	松梅警	佐賀市大和	佐賀市のうち、大和町(大

改正前				改正後			
警察署	察官駐在所	町大字山領	字山領（小杭を除く。）大字為重（石塚を除く。）大字寺井津（浮盃、東搦、西搦を除く。))	北警察署	察官駐在所	町大字梅野	字松瀬、大字梅野（都渡城を除く。）大字名尾）
	早津江	川副町大字早津江	佐賀市のうち、川副町（大字早津江、大字早津江津、大字福富）		川久保	久保泉町大字川久保	佐賀市のうち、久保泉町
	大詫間	大字大詫間	佐賀市のうち、川副町（大字大詫間）		金立	金立町大字金立	佐賀市のうち、金立町
				北山	富士町大字中原	佐賀市のうち、富士町（大字上無津呂、大字下無津呂、大字麻那古、大字中原、大字栗並、大字大串、大字大野）	
				富士南	大字小副川	佐賀市のうち、富士町（大字内野、大字上熊川（柚木を除く。）大字下熊川、大字小副川（須田を除く。）大字松瀬、大字梅野）	
				古湯	大字古湯	佐賀市のうち、富士町（大字古湯、大字杉山、大字苜木、大字市川、大字小副川（須田）大字鎌原、大字上熊川（柚木）大字藤瀬、大字古場、大字上合瀬、大字下合瀬、大字関屋、大字畑瀬）	
				三瀬	三瀬村三瀬	佐賀市のうち、三瀬村藤原、三瀬村三瀬、三瀬村杠	

改正前				改正後				
略				略				
" 白石 警察署	略			" 白石 警察署	略			
	福富 "	" "	大字福富		福富 "	" "	大字福富	白石町のうち、大字福富(北 区を除く。)、大字八平(新 開を除く。)
	住の江 "	" "	大字福富 下分					白石町のうち、大字八平、 大字福富、大字福富下分
略				略				
3 略				3 略				
4 警備派出所				4 警備派出所				
所属警察署	名称	位置	警戒警備地域	所属警察署	名称	位置	警戒警備地域	
佐賀県諸富 警察署	略			佐賀県佐賀 南警察署	略			
5 警察署所在地				5 警察署所在地				
警察署名	所管区			警察署名	所管区			
佐賀県諸富 警察署	佐賀市のうち、諸富町(大字諸富津、大字大堂、大 字徳富、大字為重(石塚)、大字山領(小杭)、大字 寺井津(浮盃、東搦、西搦))			佐賀県神埼 警察署	略			
" 神埼 警察署	略			略				
略				略				
別表第3(第40条関係)				別表第3(第40条関係)				
所属警察署	名称	位置		所属警察署	名称	位置		

改正前		改正後	
諸富警察署	略	佐賀南警察署	略
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)
- 佐賀県道路交通法施行細則 (昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第2 (第15条の2関係)		別表第2 (第15条の2関係)	
略		略	
備考		備考	
1 略		1 略	
2 免許センターエリアとは、佐賀警察署、諸富警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署及び白石警察署の管轄区域をいう。		2 免許センターエリアとは、 <u>佐賀南警察署、佐賀北警察署、</u> 神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署及び白石警察署の管轄区域をいう。	
別表第3 (第25条、第28条関係)		別表第3 (第25条、第28条関係)	
名称	活動区域	名称	活動区域
佐賀地区交通安全活動推進委員協議会	<u>佐賀警察署管内</u>	佐賀地区交通安全活動推進委員協議会	<u>佐賀南警察署管内</u> <u>佐賀北警察署管内</u>
東部地区交通安全活動推進委員協議会	諸富警察署管内 神埼警察署管内 略	東部地区交通安全活動推進委員協議会	神埼警察署管内 略
略		略	

(佐賀県警察署協議会条例施行規則の一部改正)

- 3 佐賀県警察署協議会条例施行規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
警察署協議会名	委員の定数	警察署協議会名	委員の定数
佐賀警察署協議会	17人	佐賀南警察署協議会	13人
諸富警察署協議会	5人	佐賀北警察署協議会	11人
略		略	

（ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正）

- 4 ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（立入調査職員）</p> <p>第6条 条例第28条第2項に規定する公安委員会が指定する警察職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県警察本部生活安全部少年課及び生活安全企画課並びに警察署生活安全課及び生活安全・刑事課に勤務する警察官</p> <p>(2) 略</p>	<p>（立入調査職員）</p> <p>第6条 条例第28条第2項に規定する公安委員会が指定する警察職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課及び生活安全企画課並びに警察署生活安全課及び生活安全・刑事課に勤務する警察官</p> <p>(2) 略</p>